

《会津若松市地域公共交通会議 概要》

会津若松市地域公共交通会議

- ・ 地域のニーズに応じた多様な形態の運送サービスの普及を促進し、旅客の利便を向上させるため、地域の実情に応じたバス運行の様態及び運賃・料金、事業計画等について、地方公共団体が主催者となり、地域の関係者による合意形成を図ることを目的とするもの。
- ・ 委員の半数の出席により開催され、議事は出席委員3分の2以上の同意により決定。

協議事項

地域の実情に応じた乗合旅客サービスの形態やサービス水準等について、具体的な協議を行う

- － 法定計画の策定及び事業の実施に関すること
- － 運行の形態及び運賃・料金などに関すること
- － 自家用有償旅客運送の必要性及び収受する対価に関すること 等

構成員

各交通事業者（乗合・貸切・乗用）の代表／県バス協会及び県タクシー協会の代表／鉄道事業者の代表／住民の代表／国土交通省福島運輸支局及び郡山国道事務所／事業用自動車の運転者が組織する団体の代表／福島県会津地方振興局／会津若松建設事務所／会津若松警察署／商工会議所／学識経験者（福島大学）／自家用有償旅客運送を行っている NPO 団体の代表／会津若松市

※ 詳細は、会津若松市地域公共交通会議設置要綱をご参照ください。

会津若松市地域公共交通会議 幹事会

地域公共交通会議での協議を円滑に行うために、必要に応じて開催をするもの。

協議事項

地域公共交通会議に諮る案件

構成員

各交通事業者（乗合・貸切・乗用）の代表／商工会議所／鉄道事業者の代表／住民の代表／会津若松市

事務局

交通会議の業務を処理するため、設置するもの。

《設置場所》
会津若松市企画政策部
企画調整課

